

# くらしの情報

福祉係からのお知らせ

## 平成27年度の「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」について

「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」とは、平成26年4月からの消費税引き上げに伴う国の決定を受けて、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として給付措置を行うものです。

平成27年度の「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」は平成27年の10月以降に対象者の方へ給付する予定です。

### 【臨時福祉給付金】

- (1) 給付対象者 平成27年1月1日時点で村に住民登録があり、平成27年度の市町村民税（均等割）が課税されていない方（課税されている方の扶養親族や生活保護を受けている方は対象外です）
- (2) 給付額 給付対象者1人につき、6,000円  
(昨年度行われた、年金や手当等受給者への加算措置はありません。)
- (3) 申請時期、申請方法等 現在のところ未定です。決定次第、広報紙等でお知らせします。

### 【子育て世帯臨時特例給付金】

- (1) 給付対象者 平成27年5月31日時点で村に住民登録があり、平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）を受給する方  
「臨時福祉給付金」の対象となっている児童や生活保護制度の被保護者にあたる児童についても対象となります。なお、6月1日から支給決定までの間に亡くなられた児童や6月1日以降に生まれた児童は対象外です。
- (2) 給付額 児童手当の対象児童1人につき、3,000円
- (3) 申請時期、申請方法 児童手当・特例給付現況届と一体となった申請書により申請できます。  
必要事項を記入し、必要な証明書等を添えて、役場内給付金受付窓口まで提出するか、郵送にて提出してください。
- (4) 申請受付期間 平成27年6月1日（月）から平成27年9月30日（水）（予定）  
※支給開始は10月以降の予定です。  
※公務員は、勤務先から申請書が配布されますので、5月31日時点で住民票のある市区町村で申請してください。

**給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！**

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について、受給者にATMの操作を依頼したり、給付を受けるための手数料を求めたりするようなことは絶対にありません。ご自宅や職場などに、市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話や郵便があったら、迷わずお住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

○問合せ先／役場住民課福祉係 ☎ 57-2111(内線345・348)



犬の糞（ふん）は持ち帰りましょう！



平成27年6月号 ふれあいの里 新しのつ村 ⑥